

防災・減災・国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書

現在、世界は異常な気候変動の影響を受け各国各地でその甚大な被害を被っている。我が国でも、豪雨、河川の氾濫、土砂崩落、地震、高潮、暴風・波浪、豪雪など、自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。このような甚大な自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化は、一層その重要性を増しており、喫緊の課題となっている。

こうした状況を受け、国においては、重要インフラの緊急点検や過去の災害から得られた知見を踏まえ、国土強靱化を加速化・進化させていくことを目的に、「国土強靱化基本計画」を改訂するとともに、重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を策定し、集中的に取り組んでいるが、その期限が令和3年3月末までとなっている。

現状では、過去の最大を超える豪雨による河川の氾濫・堤防の決壊、山間部の土砂災害等により多くの尊い命が奪われるなど、犠牲者は後を絶たない。

今後起こりうる大規模自然災害の被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつなげることが不可欠である。また、成長期に整備した多くのインフラの老朽化が進んでいることから、今後も引き続き、強靱化対策を強力に推進する必要がある。

加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、生産拠点の国内・地方回帰、強靱なサプライチェーンの構築が求められており、安定した経済活動を支えるインフラ整備と安全な生活を支える対策の必要性が高まってきている。

よって、国会および政府におかれては、令和3年度以降も引き続き、防災・減災、国土強靱化対策を強力に推進するため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 防災・減災、国土強靱化対策を推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の後に続く、予防保全への転換に向けた老朽化対策等を含む5か年計画を策定し、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。
- 2 インフラの老朽化対策、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための幹線道路網の整備など対象事業を拡充すること。
- 3 地方自治体が国土強靱化地域計画に基づき実施する対策に必要な予算の総額確保を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 11月26日

近江八幡市議会議長 片岡 信博

衆議院議長	大島 理森	殿
参議院議長	山東 昭子	殿
内閣総理大臣	菅 義偉	殿
内閣官房長官	加藤 勝信	殿
総務大臣	武田 良太	殿
財務大臣	麻生 太郎	殿
国土交通大臣	赤羽 一嘉	殿
国土強靱化担当大臣	小此木 八郎	殿

宛